



猫に関するお願い

猫による被害・苦情を減らすために



○ 猫を飼っている人、これから飼う人は

- 1 猫の繁殖を望まない場合は「不妊・去勢手術」を受けさせてください。
- 2 猫は車にひかれたり、迷子になったり、感染症の病気にならないよう「屋内飼育」をしましょう。「屋内飼育」と「不妊・去勢手術」は、「近隣に対する迷惑行為」の防止にも大変効果的です。
- 3 自分の猫であることが分かるように、首輪や名札などをつけましょう。

○ 飼い主のいない猫(野良猫)に無責任に餌を与えない

- 1 飼い主のいない猫がかわいそうだというだけの無責任な餌付けは、繁殖を増進し、猫の増加により、地域に迷惑を及ぼす原因になります。無責任に餌を与えるのはやめましょう。
- 2 餌を与える場合は、飼い主としての責任を持ち、「屋内飼育」や「不妊・去勢手術」、「トイレの設置」等により、適正な飼育に努めましょう。

①飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせる場合、市から補助金があります。

②犬・猫の飼い主は、飼養数が10（合算含む）に達したときは、知事に届け出をする必要があります。

③猫の屋内飼育に努めましょう。

（県条例 動物の愛護及び管理に関する条例）

詳細は、塩尻市役所 生活環境課へお問い合わせを！

TEL 52-0744

